

実質化された人・農地プラン

注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
大仙市	荒川地区(境、上淀川、下荒川、上荒川、上野、宮田、滝ノ沢、徳滝、牛沢又)	令和3年2月17日	令和5年3月16日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	154.2 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	133.4 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	104.9 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	33.1 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	61.2 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 (備考)	29.4 ha

- 注1:③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
 注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
 注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

2 対象地区の課題

- ・担い手の確保・育成
- ・分散錯圃の解消
- ・耕作放棄地の解消

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

境、上淀川地域については、中心経営体である認定農業法人1経営体並びに認定農業者6経営体が担っていく。

下荒川、上荒川、上野地域については、中心経営体である認定農業者3経営体が担って、ほかの地域の認定農業者並びに新規就農者の受入れを促進する。

宮田、滝ノ沢、徳滝、牛沢又地域については、中心経営体である認定農業者1経営体を中心にほかの地域の認定農業者や新規就農者の受入れを促進する。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	非公表	水稲、野菜	4.9 ha	水稲、WCS	5.0 ha	上淀川集落
認農		水稲、野菜	7.5 ha	水稲	8.2 ha	上淀川集落
認農		水稲	5.5 ha	水稲	5.8 ha	境集落
認農		水稲	5.2 ha	水稲	5.4 ha	上淀川集落
認農		水稲、枝豆	6.2 ha	水稲、枝豆	7.4 ha	上淀川集落
認農		水稲、野菜	4.8 ha	水稲、そば	10.0 ha	下荒川・上淀川集落
認農法		水稲、WCS	7.5 ha	水稲、WCS	20.7 ha	上宿集落
認農		水稲、WCS	14.1 ha	水稲、WCS	12.5 ha	上宿集落
認農		水稲	15.0 ha	水稲・そば	20.5 ha	下荒川・上淀川集落
認農		水稲	8.0 ha	水稲・そば	12.0 ha	上・下荒川集落
認農		水稲・葉たばこ・そば	2.2 ha	水稲・葉たばこ・そば	2.2 ha	徳瀬集落
認農		水稲	11.4 ha	水稲	12.0 ha	上淀川集落
				ha		ha
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
計	12人		92.3 ha		121.7 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>認定農業者の後継者の就農と定年退職者の就農活動を促進する中で、次世代に農地を引き継ぐ地域農業の担い手の育成を図る。</p>
<p>荒川地区を推奨地区とし、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、農地中間管理機構の活用を推進する。 中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。</p>
<p>水田フル活用による経営の複合化による、農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を積極的に推進するため、米を主要作物として、大豆・飼料用米・WCS、えだまめ・ねぎ・アスパラガス・トマト等の振興作物への取り組みを推進する。</p>
<p>効率的な農業経営を行うためにも、各地域において、ほ場整備を検討する。</p>
<p>機械・施設の取得が個別の経営体では難しい場合に、地域の合意形成により、補助事業を活用した機械・施設の導入を推し進める。</p>
<p>ドローンによる防除などの取り組みを通じて、労働力の省力化・効率的な農業経営を目指す。</p>

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(m ²)		
		貸付け	作業委託	売渡
1				
2				
3				
4				
5				
6				
	計			

注: 農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。

実質化された人・農地プラン

注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
大仙市	淀川・小種地区(中村・川原・西・沼ノ上・馬場・逢田・土淵・川口)	令和3年2月17日	令和5年3月16日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	209.6 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	137.1 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	14.7 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	3.8 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	8.8 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	54.0 ha
(備考)	

- 注1:③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

2 対象地区の課題

- ・担い手の確保・育成
- ・分散錯圃の解消
- ・耕作放棄地の解消

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

中村地域については、中心経営体である認定農業者2経営体が担っていく。

川原・西・沼ノ上・馬場地域については、中心経営体である農業法人1経営体が担っていく。

逢田・土淵・川口地域については、中心経営体である農業法人3経営体と認定農業者5経営体が担っていく。

- 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農法	非公表	水稲・えだまめほか	25.3 ha	水稲・えだまめほか	42.3 ha	中村集落
認農法		水稲・花卉ほか	13.3 ha	水稲・花卉ほか	11.8 ha	逢田集落
認農		水稲・葉たばこ	6.9 ha	水稲・葉たばこ	6.9 ha	逢田集落
認農		水稲	3.2 ha	水稲	6.6 ha	土淵集落
認農		水稲・飼料用米	4.0 ha	水稲・飼料用米	5.1 ha	川口集落
認農		水稲・WCS	5.6 ha	水稲・WCS	5.7 ha	土淵集落
認農		水稲	0.6 ha	水稲	1.1 ha	土淵集落
認農		水稲・WCS	3.0 ha	水稲・WCS	3.4 ha	土淵集落
認農		水稲・花卉	25.5 ha	水稲・花卉	29.8 ha	白岩集落
		水稲・その他	1.4 ha	水稲・その他	3.0 ha	逢田集落
認農		水稲、大豆	60.6 ha	水稲、大豆	65.1 ha	川原・西・沼の上・馬場
認農		水稲	0.4 ha	水稲	0.4 ha	土淵・逢田集落
認農		水稲、大豆	37.1 ha	水稲、大豆	27.1 ha	川口集落
認農		水稲、ネギ	0.0 ha	水稲、大豆	32.6 ha	高野集落
計	14人		186.9 ha		240.9 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>認定農業者の後継者の就農と定年退職者の就農活動を促進する中で、次世代に農地を引き継ぐ地域農業の担い手の育成を図る。</p>
<p>現在、事業実施中の下淀川地区、川口地区並びに、新規事業実施予定の西台地区並びに高野三郡野地区を重点実施地区とし、ほ場整備を推進する。また、車田地区についても生産基盤の整備を推進する。 中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の保安全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。</p>
<p>水田フル活用による経営の複合化による、農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を積極的に推進するため、米を主要作物として、大豆・飼料用米・WCS、えだまめ・ねぎ・アスパラガス等の振興作物への取り組みを推進する。</p>
<p>複合作物の導入意識を加速するため、更なる主要作物の作業時間の大幅な短縮を図るため、新技術による新たな取り組みとして、プール育苗の導入と密苗移植栽培の実施を検討する。</p>
<p>機械・施設の取得が個別の経営体では難しい場合に、地域の合意形成により、補助事業を活用した機械・施設の導入を推し進める。</p>
<p>スマート農業やドローンなどの取り組みを通じて、作業の省力化・効率的な農業を目指す。</p>

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(m ²)		
		貸付け	作業委託	売渡
1				
2				
3				
4				
5				
6				
	計			

注: 農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。